

主な論点に関する検討資料

(第 15 回検討会用)

※ 本資料は、『行政不服審査制度検討会 中間取りまとめ』に対して各府省、地方三団体等から提出された意見等を検討するための資料として、主な論点ごとに i) 中間取りまとめの要旨、ii) 各府省ヒアリング、地方三団体及び意見公募の結果要旨、iii) 検討の方向性を整理したものである。

1	審理担当官	1
2	第三者機関	3
3	裁定的関与	5

1 審理担当官

地方公共団体における審理担当官についてどう規定するか。

(1) 中間取りまとめの要旨 (p.3~p.4)

中間取りまとめは、主として国についての改正を念頭に置いて検討したものであるが、審理担当官についての要旨は以下のとおりである。

審理を客観的かつ公正なものとし、審査請求人の手続的権利を保障することにより、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の保護を図るとともに行政の適正な運営を確保するため、審理に関する権限について、作用法上の権限とは別の手続法上の権限として審査庁の権限と区別し、行政組織の中における当該処分に関する決裁ラインから相対的に独立した審理担当官（仮称。以下同じ。）（注）に、審理に関する権限を帰属させることにより、審理の客観性・公正さが確保できると考えられる。

そこで、審査請求の審理は、審査庁が次の①又は②のいずれかに該当する者以外の者から指名する審理担当官が主宰し、審査請求人及び処分担当者の対審構造を採ることとする。

① 原処分時に担当部署（地方支分部局で処分が行われた場合、本省の担当部署も含む。）に所属した者

② 審査時に原処分の担当部署（地方支分部局で処分が行われた場合、本省の担当部署も含む。）に所属する者

（注） 例えば、地方支分部局の長が原処分庁である場合、上級行政庁である本省大臣が審査庁、本省大臣官房総務課職員等が審理担当官となることが考えられる。

また、審査庁は、審理担当官の指名及び審理の再開に関する権限を有するが、審理担当官が行政組織における指揮・監督から独立して審理権限を行使できるよう配慮しなければならないものとする。なお、審理担当官については当事者の親族等の除斥事由を定めることも必要と考える。

(2) 各府省ヒアリング、地方三団体及び意見公募の結果要旨

- ・ 行政機関の実情に合わせて、行政機関ごとに基準を定めて行う必要がある。（警察庁）
- ・ 地方公共団体の人員削減が進む中で、組織規模、人材の確保及び効率的な組織運営の観点から、当該処分に関する決裁ラインから相対的に独立し、かつ専門性の高い事例に対応しうる知識も兼ね備えた審理担当官を配置することは困難ではないか。審理権限の行政組織の指揮・監督からの独立性、客観性、公正さを確保する観点から、条例による除外規定や審理担当官の独立性の確保については努力義務規定にする等のことを検討するなど、具体的な対応は各自治体の判断にゆだねるべき。（知事会のアンケートの一部、市長会、町村会）

(3) 検討の方向性

ア まず、国については、前回の議論を踏まえ、以下のとおりとしてはどうか。

審理を客観的かつ公正なものとし、審査請求人の手続的権利を保障することにより、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の保護を図るとともに行政の適正な運営を確保するためには、中間取りまとめにあるとおり、審理に関する権限について、作用法上の権限とは別の手続法上の権限として審査庁の権限と区別し、行政組織の中における当該処分に関する決裁ラインから相対的に独立した審理担当官が審理を主宰するのが望ましい。

一方、審理担当官は、審査請求の審理を主宰する資質・経験等を有する適任者でなければならないが、行政の組織体制いかんによっては、原処分の担当部署に所属した者等が除外されてしまうと、かかる適任者を確保できない場合も想定される。また、裁決案を基に裁決書を作成する審査庁の補助機関が必要となるが、客観的かつ公正な審理の実現の観点から対審構造を導入する趣旨に照らすと、処分担当者でも審理担当官でもない者が審査庁を補助することにより、適正な裁決がされると考えられる。

そこで、審理担当官の指名の在り方については、こうした組織体制の実情や審査庁の補助機関を確保する必要性も考慮し、**審理担当官は、処分の内容及び理由の起案者その他処分の決定に関与していない者であることを原則とすることにより中間取りまとめにある理念を確保する一方、どの組織に所属する、どのレベルの者を指名するかについては、組織の実情等に照らして審査庁が判断し、また、その指名基準をあらかじめ作成・公表することにより、客観的かつ公正な審理を期すこととしてはどうか。**

イ 行政機関の組織規模は多様であり、小規模な組織においては、審査請求の審理を主宰する資質・経験等を有する適任者が処分の決定に関与しており、適確な審理担当官を指名することができない場合も想定し得る。

このように組織体制上、処分の決定に関与していない者を審理担当官として指名することができないやむを得ない理由があるときは、客観的かつ公正な審理を実現するとの観点から、上記原則に対する例外についても指名基準をあらかじめ作成・公表し、審査庁の判断によりその指名基準に従って審理担当官を指名することとしてはどうか。

ウ 地方公共団体についても、上記の原則・例外に従って審理担当官を指名することとすれば、組織の規模や不服申立件数等、個々の実情に応じ、適切かつ柔軟に審理担当官を指名することができるのではないかと。

2 第三者機関

地方公共団体における第三者機関の設置態様をどう規定するか。

(1) 中間取りまとめの要旨 (p. 10)

中間取りまとめは、主として国についての改正を念頭に置いて検討したものであるが、第三者機関の設置態様についての要旨は以下のとおりである。

第三者機関の具体的な設置態様は、以下のようなものが考えられるが、最終報告までに更に検討を行う必要がある。

(1) 客観性・公正さを確保する観点から、各府省の分野を横断して審理する統一的な機関を設置する。

この場合にこの第三者機関を裁決機関とすると、分担管理原則に抵触するおそれがあることから、諮問機関とするのが適切である。また、行政の簡素化という観点から、既存の機関を活用することを中心とすることが望ましい。

(2) 客観性・公正さと専門性の両立を図る観点から、新たに又は既存の機関を改組して、各府省内の分野を横断して審理する機関を各府省ごとに設置する。

(3) 行政の簡素化という観点から、各府省の既存の審議会等を機関として活用する。

(2) 各府省ヒアリング、地方三団体及び意見公募の結果要旨

- ・ 第三者機関への諮問に関する制度設計については、諮問する件数に配慮する必要があり、第三者機関の設置を画一的なものとするのではなく、それぞれの実情に応じ、客観的かつ公正な判断を得るための仕組みを決定できるようにすべきである。(警察庁)
- ・ ①既存の第三者機関との整合性(棲み分け)が明確でない。②各分野を横断して統一的に審理する機関は存在しない。③現在、組織のスリム化を図っている状況において、新たな第三者機関の設置は逆行する。④組織・規模、人材の確保、人材の育成などからかなり厳しい。⑤この第三者機関からさらなる審理を求められた場合、結果として審査の迅速化に反する。⑥財政的に慎重な検討を要する。⑦審議の簡素化からみても不要ではないか。⑧客観性・公平性が担保できれば必置の機関としてまでは必要ない。⑨義務付けまでは必要ない。(知事会のアンケートの一部)
- ・ 小規模な地方公共団体では単独で第三者機関を設置することは現実的ではない。不服申立ての件数や人材の確保等、地方公共団体の実情に応じた設置形態を認めるべきである。(市長会、町村会)

(3) 検討の方向性

ア 客観的かつ公正な判断を得るため、第三者機関が審理に関わることは、地方公共団体についても極めて重要である。このことは、処分の決定に関与していない者を審理担当官として指名するのが困難な規模の地方公共団体にあっては、一層

強く妥当する。

他方、地方公共団体の組織規模や不服申立ての件数は様々であり、人材の確保という観点からも、すべての地方公共団体が個別に第三者機関を設置することは非現実的である。

したがって、地方公共団体については、一定の案件について第三者機関へ諮問する手続は、国と同様に制度化するが、第三者機関の在り方については各地方公共団体の条例で定めることとしてはどうか。

イ 条例における第三者機関の在り方については、以下のようなものが考えられる。

- (ア) 都道府県等の地方公共団体が、単独で、自らの第三者機関を設置する。
- (イ) 複数の地方公共団体が、第三者機関を共同で設置する。
- (ウ) 監査委員を活用する。
- (エ) 情報公開・個人情報保護審査会等の既存の第三者機関を改組して第三者機関を設置する。
- (オ) 他の地方公共団体の第三者機関へ委託する。

3 裁定的関与

裁定的関与についてどうするか。

(1) 中間取りまとめの要旨

記載なし。

(2) 各府省ヒアリング、地方三団体及び意見公募の結果要旨

- ・ 個別制度ごとに国と地方の役割分担等を踏まえた検討を行うことが適当であり、例えば生活保護制度については、現行法どおり都道府県知事を審査庁とすることが適当である。(厚生労働省)
- ・ 地方分権の趣旨からしても、自治事務についての裁定的関与は減らすことが適切である。(国土交通省)
- ・ 法定受託事務について、国民にとってより客観的かつ公正な判断が得られるようにするためには、権限の委任の有無という「偶然の差異」により審査庁が異なることとならないようにするためにも、所管大臣の判断を受けることができる手続を引き続き存置すべきである。(農林水産省)
- ・ 申立ての種類の一元化、審理の一段階化については、簡易迅速性や行政不服審査制度の分かりやすさという観点から賛成。また、審理の一元化に伴い、地方分権の観点から、自治事務については、国等による裁定的関与は廃止すべき。(知事会のアンケートの一部、町村会)
- ・ 法定受託事務にかかる再審査請求について、不服申立人の権利利益の救済、当該事務の適正な処理の確保の観点から、これを維持すべき。(知事会のアンケートの一部)
- ・ 裁定的関与は、法定受託事務も含め原則として廃止するべきである。(市長会)

(3) 検討の方向性

ア 現行行審法上は、異議申立手続は審査請求手続に比べて不服申立人のための手続保障が不十分であるが、今回の行政不服審査制度の見直しにより、新しい審査請求手続における対審的構造の導入等により審査請求人の手続保障のレベルを上げることとすることを踏まえると、地方自治法等の規定に基づき、地方公共団体の機関がした処分について国が審査請求の手続を通じて関与するといった例外的な制度である裁定的関与については、国民の権利利益の救済の観点からは、廃止しても特段の支障はない。

また、不服申立人の手続保障のレベルを上げることで代替できること等から再審査請求は廃止することとしているが、個別法の規定に基づく再審査請求の手続を通じた裁定的関与についても、上記と同様である。

イ 以上のとおり、裁定的関与については、国民の権利利益の救済の観点からは廃止しても支障はなく、むしろ、不服申立ての基本構造の簡素化の趣旨に鑑みると原則として廃止することが適当であり、地方分権の観点にもかなうものと考え、国と地方の関係の在り方の問題として総合的に議論されることも必要である。

ウ このため、国と地方の関係を含む不服申立手続については、その在り方につい

ての地方分権改革推進委員会等における結論を待つこととする。